



## のびのび児童クラブだより

令和5年度 8月号



今年度もいよいよ夏休みが始まりました。のびのび・ほほえみまつりを企画したり、「のびのびの日」として保護者の方に半日支援員の体験をしていただくなど、今年は新たな取り組みも行っています。そして、この夏休み期間中も様々な活動を計画しています。いろいろな体験ができる機会を設け、たくさんの思い出ができるように、保護者の方と支援員と一緒に子どもたちの成長を見守ることができたらと思っています。

### 7月生まれ おめでとう

7月3日（月）7月生まれのお友だちを紹介して、記念撮影をしました。みんなで「ハッピーバースデー」を歌いました。



### のびのび・ほほえみまつり

7月8日（土）開催予定だった「のびのび・ほほえみまつり」は大雨の為、中止しました。そのため10日（月）下校後、千本くじ大会と、リユースコーナーで自分好みの服を選ぶ時間を設けました。千本くじは、まずじゃんけん大会をして、職員に勝った人から順番にくじを引きました。子ども達は、紐につるしてあるお菓子どれが当たるかわからないドキドキ感があったようです。リユースコーナーで服を選ぶ時、「この服、お母さんが着られるかな？」「妹にこのくつした、似合うかな？」など、自分の服を選ぶより、家族のことを思って選ぶ子が多く、とても微笑ましく感じました。



今年度初めて計画したまつりが中止になってしまい残念ですが、来年度もまつりを計画し、たくさんの方にのびのび児童クラブに来てもらえる機会を作っていきたいと考えています。



### 避難訓練

7月21日（金）平田保育所出火想定火災想定避難訓練を行いました。児童は出火場所によって避難場所が異なることを知ることを目的として訓練しました。非常ベルを聞き、病児病後児保育東側に避難をし、大林寺まで避難をしました。前回に比べ私語も少なく、スムーズに避難できました。

今後も継続して訓練を実施します。

### のびのびの日(半日支援員)

今年度、のびのびの日として希望された保護者の方を対象に、午前または午後いずれか3時間を児童クラブで半日支援員として過ごしていただく機会を設けました。お子さんの児童クラブでの様子をみたり、一緒に遊びを楽しんだり、日頃支援員がどのようにお子さんに関わっているのか様子を見ていただきます。夏休み期間中に14名の保護者の方にご参加頂きます。

### 令和五年度 のびのび児童クラブ めざす姿

- ①気持ちの良いあいさつ、返事、言葉遣いができる子
- ②人の話を聞くことができる子
- ③自分の思いを表現できる子

## ～ のびのび児童クラブで、心がほっこり暖かくなったエピソードを紹介します ～ たくさんのエピソードがあつまると嬉しいです。

### ほっこりエピソード③

ある日、わざとではないけれどAさんの持っていた物がBさんに当たり、Bさんが支援員に「痛かったからAさんに謝ってほしい」と話してきました。AさんとBさんと呼んで話をしていくうちに、Aさんは謝ることができず涙が止まりませんでした。心配そうに見ていた3年生Cさんが「僕がAさんに話してみるよ。Aさんが謝らないとBさんも納得できないだろうしね。」と言って、Aさんと話してくれました。その後、2年生数名も寄っていき、「一緒に謝ってあげるよ」などAさんに声をかけていました。その声掛けにAさんも笑顔が戻ってきました。

### ほっこりエピソード④

下校してきたDさんが「今日お母さんに謝らないといけない。」と話してきました。理由を尋ねると、その日朝にお母さんに怒ってしまったから、迎えに来たらそのことを謝りたいということでした。

家族に対しても自分が悪いことをした時、言った場合「ごめんね」と素直に言える事は、とても大切なことだと思います。Dさんの素直な気持ちに心がほっこりしました。

## <お知らせ・お願い>

### ☆ 8月行事について

8月14日（月）～16日（水）のびのび児童クラブ盆休

8月18日（金）集金袋配布

8月29日（火）平田小学校始業式 弁当持参 14:00～15:00 不審者侵入訓練、防犯教室

※夏季休業期間の行事については「夏休みについて（お知らせとお願い）」を参照ください。

### ☆ 職員研修

発達がい児・者支援者研修（YouTube）：原

LDの支援を学ぶセミナー（YouTube）：原

7月18日（火）出雲市児童クラブ研修「救急法講習」：原

### ☆ 職員について

7月1日から金山千春支援員補助が平田保育会の職員として勤務しています。

7月24日から山根紗世支援員補助が夏季休業中児童クラブで勤務します。

- ☆ 7月24日～8月28日まで、島根大学1000時間体験学修プログラムで、島根大学教育学部学生2名が児童クラブで子ども達と一緒に過ごします。

## ご存じですか？子ども基本法

令和5年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、こどもや若者一人ひとりがとても大切な存在で、自分らしく幸せに成長し、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要であり、「こどもまんなか社会」をみんなで一緒につくっていきましょうというものです。

詳しい内容は、こども家庭庁ホームページに掲載されていますのでご確認ください。